

吹田市商工ニュース

COMMERCE AND INDUSTRY NEWS

目次

- ◆ 第2弾!! すいたんプレミアム商品券の申込開始! 2・3
- ◆ 小規模企業の活力向上へ
～小規模企業基本法がめざすもの～ 4・5
- ◆ すいたオータムフェスタ2015・第4回吹田バルが開催されます!
はたらく人のためのお役立ち法律セミナー..... 6・7
- ◆ ≪中小企業セミナー≫マイナンバー制度対応とホームページ活用セミナー・
ホームページ作成事業補助金の御案内・ホームページ作成事業者の登録募集 8



市役所本庁舎地下にチャレンジショップ「ゆめちか」2期生による店舗がオープンしました!



本格的に街で飲食業を開業する前段階として、市役所本庁舎内地下の喫茶室跡を利用し、起業家育成を行う「市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業」を平成26年度より実施しております。今回、2期生の出店者を決定し、9月14日(月)にチャレンジショップがオープンしました。

メニューは、毎日手づくりをしたパンのサンドイッチや小鉢デザートがセットになったサンドセット(500円)やスペシャルティ珈琲の豆を使用したエスプレッソ(200円)、カフェラテ(300円)など。

店舗名: 珈琲とお菓子 落花生
営業期間: 平成27年9月14日から翌年8月19日まで
営業日: 月曜日～金曜日(祝・休日は除く。)
営業時間: 午前8時30分～午後4時

すいたんプレミアム商品券について

- 発行券： 1冊12,000円分を10,000円で販売、額面500円の商品券が24枚綴り
(中小小売店舗専用券500円券×12枚+全店共通券×12枚)
- 発行枚数： 4万冊
- 購入限度冊数： おひとり2冊(2万円)まで
- 使用期間： 平成27年11月14日(土)から平成28年1月24日(日)まで
- 利用店舗： 市内の商店街・小売市場などの取扱協力店
※平成27年8月24日現在 991店舗

販売方法

商品券の購入は往復はがきによる事前申込みが必要です

- 申込期間： 9月28日(月)から10月16日(金)まで(当日消印有効)
- 引換期間： 11月14日(土)から11月20日(金)まで
- 引換場所： 11月14日(土)及び15日(日)のみ下記5か所で引換
引換時間 10時から16時まで

1	市役所本庁 1階ロビー	吹田市泉町1-3-40
2	江坂花とみどりの情報センター	吹田市江坂町1-19-1
3	吹田市観光センター	吹田市朝日町3-203(さんくす3番館2階)
4	千里ニュータウンプラザ	吹田市津雲台1-2-1
5	千里丘市民センター	吹田市千里丘上14-37

16日(月)から20日(金)は吹田市役所のみで引換します。

- 応募資格： 吹田市在住の方
購入を希望される方は往復はがきに住所、名前等を記入の上、
郵送してください。応募多数の場合は抽選になります。

高齢者、障がい者、ひとり親の方を対象に優先販売します

販売冊数のうち1万2千冊を高齢者、障がい者、ひとり親の方へ優先販売いたします。
商品券の購入は往復はがきでの事前申し込みが必要で応募多数の場合は抽選になります。

- 申し込み区分

申し込み区分	対象者	
優先販売 (市内在住者)	A	高齢者(平成27年4月1日現在で75歳以上)
	B	障がい者(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳所持者)
	C	ひとり親(児童扶養手当を受けている方 ※全部停止含む)
一般販売	D	市内在住者で上記に当てはまらない方

優先販売の申し込み区分(A~C)を選択された人は引換場所にて購入の際、以下の書類が必要です。
以下の書類を提示していただくことで、代理購入も可能です。

- A・・・「健康保険証」「運転免許証」など、公的機関が発行した年齢確認ができる書類
- B・・・「身体障がい者手帳」「療育手帳」「精神障がい者保健福祉手帳」のいずれか
- C・・・「児童扶養手当証書」または通知書

- その他

売れ残りが生じた場合、直接販売を実施することがあります。

- あて先： 〒564-8550 【住所不要】
すいたんプレミアム商品券 係

- 購入応募はがきの書き方

往信 表

返信 裏

<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="margin-left: 20px;">往信</p> <p style="margin-left: 100px;">〒564-8550</p> <p style="margin-left: 100px;">すいたん プレミアム 商品券係</p>	<div style="border: 2px solid gray; border-radius: 50%; width: 80%; margin: 20px auto; padding: 20px; text-align: center;">この面には何も 書かないでください。</div>
--	---

返信 表

往信 裏

<div style="border: 1px solid black; width: 60px; height: 60px; margin-left: 20px; margin-bottom: 10px;"></div> <p style="margin-left: 20px;">返信</p> <p style="margin-left: 100px;">郵便番号</p> <p style="margin-left: 100px;">あなた 記入の し住所 て所く・ だ氏名 さいを</p>	<p>【必要事項】</p> <ul style="list-style-type: none">① 名前② 郵便番号③ 住所④ 電話⑤ 購入希望冊数（1冊か2冊）⑥ 希望する引換場所（番号を記載）⑦ 申し込み区分（A～Dを記載）
--	--

- ※ おひとり様1通まで。申し込み区分を重複して申し込まれても無効です
- ※ 購入希望冊数・希望する引換場所の変更はできません
- ※ 期間を過ぎての応募・往復はがき以外での申し込み、記入漏れなどがある場合は無効とさせていただきます
- ※ 記載された内容について確認をすることがあります。

小規模企業の活力向上へ

～小規模企業基本法がめざすもの～



環境要因の変わり目に注目

1カ月の中で、かなりの経営者（事業主）のみなさんとお話しをする機会があるのですが、その中で明るい話に出会うのは比較的になくなってきています。多くの場合「このままでは良くないので、何か新たな方法を考えなければ・・・」といったことで、特に「売上面の問題」がよく出てきます。

業種業態によっても若干の違いはありますが、不況の他に市場規模の減少という流れが、いよいよ身近なところで感じるようになってきました。中小企業白書などでは、少子高齢化に関連しての人口の減少・生産年齢人口の減少、そしてグローバル化といった内容を環境の変化要因にあげて、中小企業対策を解説しています。

グローバル化の動きの中には、つい8月下旬の新聞紙上にも「海外M&A（合併・買収）はや最高」という見出しで1面に取り上げ、サブの見出しでは「内需型企業、成長確保へ」と表現しています。つまり、内需向けの製品を製造又は販売している会社が、国内の市場規模の減少を見越して、海外企業のM&Aを積極的に行い、海外市場への展開をはじめたということの意味しています。

取引先との関係にも変化

先ほど「売上面の問題」という言い方をしましたが、一例として製造業での事例を取り上げますと、いままで親企業と下請け企業という関係が、伝統的な構造として成立してきたわけですが、ここにきて親企業からの受注量が減少してきており、従来の親企業だけの依存では下請け企業にとって「売上の確保ができない」といったケースが多く目につくようになってきていま

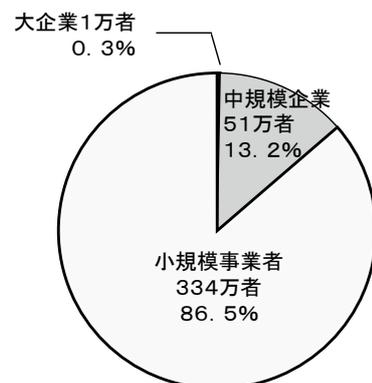
す。さらに消費財を製造している会社では、従来から卸売会社を通じて販売体制を築いてきたわけですが「卸売会社の売上が減少して、それだけに依存するというだけでは会社が維持できない」といった声もよく聞かれます。

この他にもいろいろなケースがありますが、いずれにしても「市場規模が減少する」ことによって、製造—卸—小売といった構造が少しずつ変化し、従来の方式だけでは維持しにくいといった状況が生じており、それに対する新たな対策が急務といえそうです。

小規模企業基本法が始動

上述のような環境要因の他にも、直接・間接的な競合関係の増加、事業主の高齢化、事業承継上の諸問題等々、さまざまなものが重なって、事業所数の減少が顕著に進んでいることも特徴的です。ここ13年間位での中小企業の事業所数の推移では、概算ですが約100万事業所が減少しているといわれます。特に注目すべきはこれには小規模事業所（おおむね従業員が5人以下の事業所）の事業所数の割合が86.5%を占めていることもあって、前述の100万事業所の内、約90万事業所が小規模事業所の減少としてあげられます。

企業規模別 企業数

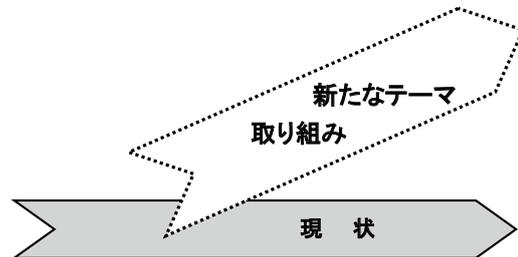


資料：中小企業白書2014年度版 より

このように、事業所数の圧倒的多数は小規模事業所が占めており、このクラスの事業所が減少することは、まさに地域経済面及び雇用や生活支援等の身近な面でも大きな影響を与えることにつながっています。これらの点から、中小企業という定義と共に、その中の「小規模事業所」にスポットをあて、的を得た支援策が講じられるようするというところから、「小規模企業振興基本法」（略して小規模基本法）が昨年より始動しています。

取組みを計画し、それを事業計画として提示するというわけです。

事業の持続的な発展策



持続的発展のための強みを生かした取組み

この法律は、小規模企業（事業所）の技術やノウハウの向上及び安定的な雇用の維持等を中心として、事業の持続的な発展を図るための支援を行うということを基本原則としています。具体策のひとつとして、先般「小規模事業者持続化補助金」の公募が行われましたが、これには「事業として存続するために、新たなテーマに取り組む」ことを明確にし、そのための「事業計画」を提示することが前提となっています。つまり、小規模事業所が自らの“競争優位性・強み”を生かして事業経営を「維持・継続」するための具体的なプランを持ち、実行するということが求められるというわけです。例えば事例的にあげてみますと、

- 鮮魚店の強みを活かして、立ち飲み屋を併設する
- 園芸業がネットショップを展開計画する
- ブランディング作戦によって販路を開拓するなどのように、従来の本業に対して何か新たな

本業をよりよくするための新たな探求

上記にあげたものは、あくまでも一例ですが、いずれにしても、従来の本業がジリジリ低下を繰り返しているのであれば、そのままの状態を待っているわけにはいきません。何か新たな工夫が必要となります。

小規模企業基本法では、今後も種々の小規模事業者向けの諸施策や補助金等が打ち出されてくるものと思われませんが、それに対応するためには常日頃から、自社の「新たな構想を練ること」が必要ですし、それを前提とした「事業計画化」のシミュレーションも大切になります。

製造業、卸売業、小売業、飲食業、各種サービス業と実施されている業種業態は違いますが、変化する環境状況は、かなり類似した事項が多いものと思われれます。したがって、商品政策からの検討か、販路の開拓の分野か、あるいはITの分野に関与を広めるか、もっといえば業種・業態のあり方を検討するか等、変化する状況の中で新たな売上を獲得するための構想が、求められているといえます。



◆ 筆者プロフィール ◆

吹田市商業相談員 中坊 久継氏

中小企業診断士 (株)NMR流通総研

代表取締役

商業活性化や地域振興、街づくり、経営革新などその実績は豊富。平成11年度経営診断シンポジウムで中小企業庁長官賞受賞。コンサル・テーマ「改革推進」をもとに活躍中。平成14年度より吹田市商業相談員に就任。

中坊先生の商業相談

吹田市では商業の経営に関することについての相談を実施しています。無料ですのでお気軽にご利用ください。

商業相談日

• 庁内相談(市役所市民相談室 中層棟1階6番窓口)

…毎月第3木曜日 午後1時～午後5時

• 庁外相談(巡回相談)

…毎月第2・4木曜日 午後1時～午後5時

相談は予約制で、相談時間は30分程度です。相談を希望される方は地域経済振興室までご連絡ください。

すいたオータムフェスタ2015開催の御案内

JR吹田駅前さんくす夢広場での「すいたアジアンフェア」、神崎河川敷での「神崎川クルーズ」、JR吹田駅前メロード広場を中心とした「吹田ジャズ・ゴスペルライブ」、吹田市立勤労者会館での「すいた落研寄席」、浜屋敷での「伝統工芸&手づくり市」、内本町コミュニティセンターでの「喫茶コーナーとバルーンアート」の6つのイベントが同時開催され、JR吹田駅周辺一帯のにぎわいを創出します。

第12回すいたアジアンフェア

開催日 10月17日(土)・18日(日)

開催場所 JR吹田駅前さんくす夢広場

【ステージの部】 午後1時から午後8時

バリ・ベリーダンス等の民族舞踊、中国等の音楽演奏ほか

【フードコーナー】 午前11時から午後8時

タイのトムヤムメン・インド・韓国などの各国料理。

【特別企画】 手づくりおもちゃ作りなどもあります。

入場無料

吹田ジャズ・ゴスペルライブ2015

開催日 10月17日(土)・18日(日)

開催場所

・メロード吹田 屋外ステージ

・旭通商店街特設会場

・内本町コミュニティセンター

・重要文化財 旧西尾家住宅

・近隣飲食店など 計11か所

*演奏時間は各会場によって異なります

入場無料

浜屋敷 伝統工芸&手づくり市

～和心に触れる伝統の暮らしと遊び～

開催日 10月17日(土)・18日(日)

開催場所 浜屋敷

開催時間 午前10時から午後4時

★伝統的工芸品製作体験(展示・体験・販売) ★手づくり市

★食べ物市 ★遊び・体験コーナー ★東北復興支援ブース

入場無料

神崎川クルーズ

開催日 10月17日(土)・18日(日)

開催場所 神崎川右岸河川敷(高浜橋～吹田大橋)

JR吹田駅南 約1km

神崎川クルーズ(周遊約30分・各便定員40名)

①10:00 ②10:50 ③11:40 ④13:00

⑤13:50 ⑥14:40 ⑦15:30 大人400円

小学生以下200円(各便ごとに出発時間の1時間前から販売・①便は30分前から販売、購入枚数はお一人2枚まで)

喫茶コーナーとバルーンアート

開催日 10月17日(土)・18日(日)

開催場所 内本町コミュニティセンター

開催時間 午前11時から午後4時

バルーンアートは午後1時30分まで

入場無料

すいた落研寄席

開催日 10月17日(土)

開催場所 吹田市立勤労者会館

開場 午後0時 開演 午後0時30分

出演大学 関西大学・大阪大学

落研寄席とプロの漫才師によるステージ

入場無料

お問い合わせ先

吹田市 地域経済振興室

TEL 06-6384-1356 FAX 16-6384-1292

第4回 吹田バルが開催!

「吹田バル」が、今年も11月7日(土) JR吹田駅周辺で開催されます!

「バル」チケットを購入し、JR吹田駅周辺商店街やその界隈にある飲食店街をそぞろ歩いて、バル参加店が提供する自慢の一品とワンドリンクなどを楽しくハシゴして、新たな魅力や美味しい店を発見してみませんか?

当日に余ったチケットは「あとバル」期間内(11月15日まで)、ご利用できるお店もあります。

日時: 11月7日(土) バルメニューの提供時間は、参加店により異なります。

場所: JR吹田駅周辺商店街界隈 バル参加店約64店(雑貨・体験バル、お土産バルを含む)

費用: 前売券1冊3,000円(チケットは5枚綴り) 当日券は3,500円、

申込: **前売券**は10月8日からバル参加店で販売するほか、ホームページやNPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会、吹田さんくす名店会でも販売。**当日券**はバル本部で12時から20時まで販売(JR吹田駅前さんくす夢広場)

主催: 吹田バル実行委員会 後援: 吹田市

協力: NPO法人JR吹田駅周辺まちづくり協議会、吹田にぎわい観光協会、吹田商工会議所、吹田商工会議所青年部、吹田市商店連合会

問い合わせ先: 吹田バル実行委員会事務局(まちづくり協議会事務所内)

(TEL06-7500-9384) 吹田バル実行委員会HP <http://suitabar.com/>

受講
無料疑問
解消

はたらく人のための お役立ち法律セミナー



吹田市労働啓発キャラクター はたらムくん

労働法を専門とする大学教授による連続講座です。
「働く」ということについてじっくり考えてみませんか。
いずれか1回のみ受講も可能です。

平成27年度三島地域はたらく人たちの法律セミナー

※開催時間 18:30～20:30

第1回

『これってハラスメント!?!』

～知ってて安心、基礎知識～

講師:滋賀大学 大和田 敢太 名誉教授

とき:10月16日(金)

場所:高槻市立生涯学習センター 3階 研修室

定員:50名

第2回

『知らぬなら知ってしまおう労働法』

～労働法の基礎知識～

講師:京都府立大学 中島 正雄 教授

とき:10月23日(金)

場所:摂津市立コミュニティプラザ 会議室 3・4

定員:50名

第3回

『パート、契約社員など
非正規雇用をめぐる労働法的規制』

～気になります! 雇止めや賃金待遇～

講師:大阪市立大学大学院 根本 到 教授

とき:10月30日(金)

場所:茨木市福祉文化会館 202号室

定員:60名

第4回

『日本人は働きすぎ?』

～労基法上の労働時間規制と
労働時間の実態～

講師:龍谷大学 矢野 昌浩 教授

とき:11月13日(金)

場所:吹田市立勤労者会館 2階 大研修室

定員:80名

現在、就業中の方、学生や求職活動中の方など、どなたでも受講いただけます。
参加を希望される方は、事前にお申し込みください。

参加を希望される方は、電話、FAXまたはメールで下記までお申し込みください。FAX、メールの場合、①参加希望のセミナー②お名前(ふりがな)③一般・学生の別④事業所・団体名または御住所⑤御連絡先を記載してください。

■吹田市 地域経済振興室 TEL 06-6384-1365 FAX 06-6384-1292

《中小企業セミナー》

マイナンバー制度対応とホームページ活用セミナー

吹田市では市内中小企業者の人材育成や事業活動の活性化を目指してセミナーを開催しています。
今回は2つのテーマのセミナーをご案内！どちらも参加無料！

今からでもまだ間に合う！ 中小企業のマイナンバー制度対応セミナー

ついにやってきたマイナンバー。
あなたの会社は準備OK？
社会保障と税の観点からお話します！

日時：2015年10月27日（火）
18:30～20:30（受付開始 18:15～）
講師：横瀬労務管理事務所 代表 横瀬克行 氏
金谷修司税理士事務所 所長 金谷修司 氏
定員：50名（先着順）
申込：10月20日までに地域経済振興室へ

【儲かっている社長さんだけが知っている。】 「実践 稼ぐホームページ運営方法」

ホームページってどうやって使ったらいいの？
そもそも初めてホームページを作るんだけど…
あなたの疑問・不安はこのセミナーでサヨナラ

日時：2015年11月5日（木）
18:30～20:30（受付開始 18:15～）
講師：ピーバイエス株式会社
代表取締役 梶川聖二 氏
定員：50名（先着順）
申込：10月30日までに地域経済振興室へ

どちらのセミナーも開催場所は吹田商工会議所 3階 大会議室です。

申込書やチラシは地域経済振興室のホームページでダウンロードできます。

ホームページ作成事業補助金の御案内

ホームページの新規作成を行った中小企業者に対し、外部委託に要した経費の一部を補助します。

募集期間：2015年10月1日（木）～10月30日（金）

対象者：本市に主たる事業所を持ち、市民税の滞納（不申告を含む）をしていない中小企業者
（風営法に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当する事業を営んでいるものを除く）

補助内容：ホームページの新規作成を行うための外部委託費の2分の1以内を補助（上限50,000円）

※吹田市に登録されている市内業者に委託することが必要です。

交付予定件数：10件程度（応募状況により、予算の範囲内で交付します。）

補助条件：上記、中小企業セミナー『【儲かっている社長さんだけが知っている。】「実践 稼ぐホームページ運営方法」』の受講が必要です。

申請書やチラシは地域経済振興室のホームページでダウンロードできます。

※申請書等の御提出は地域経済振興室に直接、御持参ください。（郵送不可）

ホームページ作成事業者の登録募集

市内中小企業者によるホームページ作成業務を受託することのできる市内業者を募集します。

上記、ホームページ作成事業補助金を活用しようとする市内中小企業者から、ホームページ作成業務を受託することができます。（登録により発注をお約束するものではありません）

対象者：本市に事業所を持ち、市民税の滞納（不申告を含む）をしていない中小企業者
（ホームページの作成に係る事業を営んでいること。）

登録期間：登録を受けた日から平成28年3月31日まで。

詳しい応募方法等は地域経済振興室のホームページで募集要項をダウンロードして御確認ください。